

★11月・12月は村税の『徴収強化月間』です★

宜野座村では、税の公平・公正を確保するため、沖縄県と連携して11月1日から12月28日までの期間、税の『徴収強化月間』として取り組みます。

具体的には、電話催告・文書催告・勤務先への給与照会・金融機関への預金調査・預貯金及び不動産の差押などの滞納処分を行います。

村税は、教育・福祉・保健・消防・ごみ処理等、行政サービスを維持するための大切な財源です。納付期限内に納めましょう!!



2020徴収強化月間

村民生活課 TEL:968-8535